

兵庫県における家庭児童の 生活環境実態調査

雀 部 猛 利

目 次

- I は し が き
- II 調査計画の概要
- III 調査結果の概要
 - A. 児童のいる世帯の状況
 - B. 昼間養育の状況……………（以上本号掲載）
 - C. 世帯生計費の状況……………（以下次号掲載）
 - D. 母親の状況
 - E. 家庭児童の状況
 - F. その他
- IV む す び

I は し が き

戦後わが国における婦人の社会的地位は急激に向上し、彼女たちの社会的活動への意欲や社会的接触への欲求は著しく増大してきた。また婦人の労働権に対する自覚が労働市場に対する婦人の進出を促がしてきたが、最近では消費欲求の上昇が家庭婦人を労働市場へ進出せしめる推進力となっている。すなわち経済の高度成長に伴う所得格差は、低所得階層に貧困感と消費生活向上への意欲を促がし、母親の就労に拍車をかけるようになった。このような事情が家庭における児童の養育上の諸問題を提起するようになってきた。一般に家庭児童は愛情に満ちた両親によって養育されることが望ましいことであるが、その場合原則としては母親が家庭児童の養育責任者として、充分な責任と義務が果たされていなければならない。また母親が家庭にあって家庭児童の養育に専念できる諸条件が整っていなければならない。1959年国際連合において採択された

児童権利宣言の前文に「人類は児童に対し最善のものを与える義務を負うものであるので、よって国連総会は児童が幸福な生活を送り、かつ自己と社会の福利のために、この宣言にかかげる権利と自由を享有することができるようとするため、この児童権利宣言を公布し、また両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関および政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的にとられる立法その他の措置によって権利を守るように努力することを要請する」と訴えており、更に第6条には「幼児は例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない」と明記している。このことは原則的には母親がみずから幼児を養育する義務と責任をもち、これを果たすことが期待されていると理解すべきである。処が現実には家庭における児童の健全なる養育を阻害している諸条件が、家庭の内にも外にも存在している場合が極めて多い。そこで本調査は兵庫県における家庭児童の生活環境の実態を明らかに、児童の健全育成に必要な資料を蒐集せんとしたものである。

II 調査計画の概要

1. [調査の目的]

最近における経済情勢は、婦人の労働力とともに家庭における既婚婦人の労働力を著しく吸引するため、昼間家庭において母親に依って養育を受けることができない児童の数がますます増加してくる傾向がみうけられ、それがまた青少年の非行化の一因ともなっているといわれている。それにも拘らず県下の要保護児童に関する実態を的確に把握しうる資料が充分に整っていないので、県下における家庭児童の生活環境について実態調査を行ない、もって適切な児童福祉施策を確立するに必要な基礎資料を収集しようとするのが、この調査の目的である。

2. [調査の対象]

昭和35年における国勢調査の際に作成された調査区を抽出集落の単位とし、そのなかから592地区を系統的に抽出して、これを被調査地区とした。次に抽

出された被調査地区内の世帯名簿を作成するために、昭和35年の国勢調査表をもとにして、住民登録と実地調査によって、その後の異動を訂正し、被調査地区内世帯名簿を作成した。次にこれをもとにして標本名簿を作成するため、約6分の1の抽出率で4400世帯を無作為抽出して、これを標本世帯とした。すなわち具体的には神戸市では1000分の1、姫路、尼崎、西宮、明石の各市については500分の1、その他の市郡部では概ね全世帯の100分の1になるように標本世帯を無作為にて抽出して、標本世帯の名簿を作成した。この場合、住込みや寄宿舎などに居住する単独世帯、施設に入所している世帯、および外国人世帯は除外した。そしてこの標本世帯名簿のなかから18才未満の児童のいる世帯を調査の対象世帯として選び出し、その世帯の代表者またはこれに代るべき者を面接調査の対象として選んだ。

3. [調査の時期]

調査の対象および客体を決定するための準備調査は39年7月10日より7月20日までとし、児童の生活環境に関する実態調査は8月1日より8月10日までに実施した。なほ本調査にあたっては8月1日現在を調査時点として面接調査を実施した。

4. [調査機関と協力機関]

調査の企画および運営にあたっては、兵庫県社会保障推進本部が中心となって、これを担当した。

神戸市内の調査対象に対しては、神戸市の民生安定所長が、各郡部に居住する調査対象に対しては県の福祉事務所長が、それぞれ当該地区的調査員を指導監督して、調査の実施にあたった。

各当該地区的民生委員協議会はこの調査の遂行に協力した。

神戸市の各民生安定所長および各地区的福祉事務所長は、各管轄下の職員のうちから適宜調査指導員を選任するとともに、あわせて児童委員を調査員に委嘱した。

調査の実施にあたっては特に各市町に設置されている民生委員協議会、民生委員連合会、社会福祉協議会、青少年問題協議会、教育委員協議会などの協力

を得て、これを遂行した。

5. [調査の方法]

調査の対象地区を選定するため、調査に先立ち県社会保障推進本部事務局において、昭和35年の国勢調査区のうちから所定の抽出率によって調査地区を抽出決定し、昭和39年6月20日までに「被調査地区名簿」を作成して、これを各民生安定所長および各福祉事務所長に送付した。

標本世帯の選定にあたっては、各民生安定所長および各福祉事務所長が、当該地区の協力を得て、選定された調査地区について、昭和35年の国勢調査照査表をもとに、住民登録や実地調査などの方法で、その後の異動による訂正を行ったうえ、無作為に所定の世帯数を抽出し、「標本世帯名簿」を作成して7月20日までに当該地区的民生委員協議会に送付した。

訪問調査にあたっては、調査員が8月1日より10日までの間に、「標本世帯名簿」に記載された世帯を訪問し、18才未満の児童のいる世帯について、世帯の代表者またはこれに代るべき者に面接したうえ、所要事項を聴き取り、所定の調査票にその結果を記入した。

6. [調査事項]

調査の内容は別紙の調査票に記載してある諸事項である。

7. [調査票の回収]

各調査は作成した調査票を一括整理し、各調査員別の標本世帯名簿とともに、8月15日までに各市の福祉事務所または各町の町役場にそれぞれ提出した。

各町役場は調査員から提出された調査票を点検したうえ一括とりまとめ、調査員別の標本世帯名簿を添えて8月31日までに当該福祉事務所長のもとに提出した。

県および市の福祉事務所長または民生安定所長は、調査票を充分点検整理したうえ、被調査世帯名簿を二部作成し、うち一部を調査票に添えて9月15日までに県社会保障推進本部事務局に送付した。なほ神戸市の場合には民生局更生課を経由して県に送付した。

8. [調査票の集計と分析]

調査票は県社会保障推進本部において集計し、神戸女学院大学の雀部教授がその資料を分析し報告書を作成した。

9. [用語の定義]

昭和39年度児童生活環境調査において使用する諸用語については、一応次のようく定義した。

世 帯

調査時点である昭和39年8月1日現在において、住居と家計を共にしている者の集まりを世帯という。

世 帯 員

調査時点において前記世帯を構成しているものを世帯員といい、そのなかには次に掲げる者も含めるものとする。

- (イ) 家計を共にしている住込みの雇人
- (ロ) 本来この世帯で生活すべき人で、病院療養所などに入院中の者
- (ハ) 生活の本拠をこの世帯において、仕事の都合によって一時的にその就業地で生活している者（たとえば船員・売菓行商・出稼ぎなど）

高令者世帯

男子65才以上、女子60才以上の老人のみに18才未満の児童が加わった世帯をいう。

父 子 世 帯

現在、死別、離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に妻のいない18才以上60才未満の男子と18才未満のその子（継養父を含む）のみで構成されている世帯をいう。

母 子 世 帯

現在、死別、離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に夫のいない18才以上60才未満の女子（夫が未帰還・未復員などで生死不明の場合を含む）と18才未満のその子（継養子を含む）のみで構成されている世帯をいう。

児童世帯

18才未満の児童のみで構成されている世帯をいう。

共かせぎ世帯

児童の父および母（継父母を含む）が共に家事以外の労働（母の場合は1日平均3時間以上とする）に従事している世帯をいう。高令者世帯と共に重複している場合には、共かせぎ世帯として取り扱う。

その他の世帯

前項以外の世帯をその他の世帯という。

児童のいる世帯

この調査で児童のいる世帯とは、満18才に満たない児童（昭和21年8月2日以後に生れた者）が暮しまたは生計をともにしている世帯をいう。ただし児童がいる世帯であっても、その児童が一時的に暮しているために通常この世帯の世帯員でない場合は、児童のいる世帯のうちに入れない。たとえば親せきの児童が一時的にその家にきていたりとか、近くに働く処があるため、1ヶ月もすれば実家に帰るような場合は、このなかに含めない。

要保護児童

身体的、精神的あるいは素行上などになんらかの障害や欠陥のある児童とか、家庭環境に恵まれない児童を要保護児童といい、そのなかには次の8種類のものが含まれている。

養護困難児童、視覚障害児童、言語聴力障害児童、肢体不自由児童、精神薄弱児童、素行不良児童、要保育児童、その他の要保護児童

以上のいずれにも概当しない児童は要保護児童でない児童という。

養護困難児童

満1才未満の乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護困難児童という。たとえば保護者があっても常に酷使されたり、いじめられたり、あるいは保護者と別居していて事実上は保護者がないに等しいような状態にある児童、または家計が苦るしいためにとりのこされているような児童をいう。

視覚障害児童

強度の弱視を含む盲児を視覚障害児童といい、そのなかには次のようなものが含まれている。

(イ) 全然見えない全盲児

普通の児童用教科書による教育が不適当で、おおむね点字教育が必要と認められる者である。たとえば全然眼が見えない者、眼鏡を使用してもその矯正視力が両眼で0.02(1mの距離で)に達しないもの。

(ロ) 残り見えない準盲

眼鏡を使用してもその矯正視力が両眼で0.02(1mの距離)以上で0.04(2mの距離)に達しない者である。

(ハ) どうにか見える弱視

眼鏡を使用してもその矯正視力が両眼で0.04(2mの距離)以上で0.3に達しないもの

言語聴覚障害児童

強度の難聴児を含むろうあ児をいい、そのなかには次のようなものが含まれている。

(イ) ろうあ児

聽力を全く欠くもの、および聽力欠損が極めて強度で普通話声語を0.2m以下で辛うじて聞きうるか、あるいは殆んど聞きとれないもの

(ロ) 残り聞こえない強度難聴

聽覚欠損が極めて強度で、普通話声語を0.2乃至1.5mの距離で聞きうるもの

(ハ) どうにか聞こえる中度難聴

聽力欠損が中程度で、普通話声語を1.5m乃至4.5mの距離で、またささやき語を0.5m以下の距離で聞きうる程度のもの

(ニ) 聞きどりにくい軽度難聴

聽力欠損が軽微で、普通話声語を1.5m乃至4.5m以上で、またささやき語を0.5m以上の距離で聞きうる程度のもの

肢体不自由児童

肢体の不自由な児童の場合で、先天的または、小児マヒ、外傷、切断、カリエス、関節炎など後天的原因のため肢体が不自由であり、日常の動作に支障のある者をいう。たとえば上肢、下肢、体幹、上肢と下肢、体幹および上肢または下肢など両方にまたがって不自由であるもの。

精神薄弱児童

知能が遅れている児童のことと、そのために学校に行くことが困難な児童で、この場合通常保護者が指示したりいいつけたりすることが全然理解できない重度のものとか、殆んど理解できない中度のものとか、あるいはようやく理解できる軽度のものをいう。また学校に入っているが、知能が遅れていて、他の児童について行けないことを保護者が既に知っているような児童も含んでいる。

素行不良児童

素行不良の児童で、不良行為のために近所に迷惑をかける者、もしくは家庭、学校または社会でもてあましているような児童をいう。たとえば、けんか、乱暴をする。学校または仕事を怠ける。家の物品や金銭を持ち出す。金銭を乱費する。飲酒、喫煙をしているなどの外、不良団に加盟していたり、謂ゆる不良交遊とか、盛り場をうろつく等の行為をしているような児童をいい、虞犯少年として常に保護の対象とされている者をいう。

要保育児童

保育に欠ける児童をいう。保護者が病気をしたり、働きに行っているため保育が行届かない児童、あるいは家庭不和が原因で保育に欠ける場合がしばしばあるとか、その他の事情が加わって保育に欠ける場合を含むこととする。

その他の要保護児童

養護困難児、視覚障害児、言語聴覚障害児、肢体不自由児、精神薄弱児、素行不良児、要保育児以外の要保護児童をいう。たとえば虐弱児や発育不良児であるため、當時医師にかかったり、学校を休んだり、常に保護者に心配をかけているような児童などをいう。

標本数

$$m \geq \frac{N \left(\frac{\lambda \cdot CVX}{\eta} \right)^2}{(N-1) + \left(\frac{\lambda \cdot CVX}{\eta} \right)^2}$$

において
係数CVX=0.5
標本誤差 $\eta \geq 0.1$ (10%) }とする。

	母集団N (39.1月末) (現在世帯数)	抽出率	標本数 m (世帯数)	補正後の 標本誤差 η	管内国勢調査 地区数 (一般地 区のみ)	うち予定抽出 地 区 数 (標本世帯 1地区8世帯程度)	母集団Nのう ち18才未満の 児童のいる世 帯(推計) (N')	被調査世帯数 (児童のいる世帯 (推計) 8×地区数×61.8 (m')	調査各体 m'の母集団 N'に対する 標本誤差
摂 播	11,670	1/100	99	117	$\eta < 0.1$	233	14		
北 播	14,127	"	100	141		258	17		
加 西	10,225	"	99	102		206	13		
中 播	17,112	"	100	171		336	21		
宍 粟	12,524	"	99	125		471	15		
西 播	22,784	"	100	228		258	28		
北 但	21,214	"	100	212		491	26		
養 父	12,986	"	99	130		291	16		
朝 来	9,996	"	99	100		226	13		
氷 上	17,413	"	100	174		369	21		
多 紀	11,218	"	99	112		258	13		
淡 路	32,980	"	100	330		705	41		
郡部小計	194,249	1/1,000		1,942		4,102	238	120,046	1,177 0.029
神 戸 市	329,429	1/500	100	329		5,812	41	203,587	203 0.070
姫 路 市	84,333	"	100	168		1,351	20		
尼 崎 市	128,877	"	100	258		1,860	32		
明 石 市	35,004	"	100	70	(0.1194)	653	9		
西 宮 市	85,791	"	100	172		1,298	21		
洲 本 市	12,095	1/100	99	121		233	15		
芦 屋 市	15,458	"	99	155		302	19		
伊 丹 市	26,104	"	100	261		332	32		
相 生 市	8,980	"	99	90		168	11		
豊 岡 市	9,242	"	99	92		200	11		
加 古 川 市	21,104	"	100	211		382	26		
竜 野 市	7,955	"	99	80		142	9		
赤 穂 市	9,048	"	99	90		173	11		
西 脇 市	8,598	"	99	86		128	10		
宝 塚 市	20,835	"	100	208		317	25		
三 木 市	8,299	"	99	83		153	10		
高 砂 市	13,830	"	99	138		226	17		
川 西 市	13,698	"	99	137		172	17		
小 野 市	7,934	"	99	79		135	9		
三 田 市	7,024	"	99	70	(0.1194)	161	8		
市 部 小 計	853,638			2,898		14,199	353	527,548	1,745 0.024
計	1,047,887			4,840		18,301	591	647,594	2,912 0.018

4,840 × 61.8% = 2,99世帯

8 × 591 × 61.8% = 2,922世帯

〔試算〕 国勢調査1地区当たり普通世帯を50世帯とみて

50世帯 × 591 = 29,550世帯 29,550 × 1/6抽出 = 4,925 (標本世帯)

4,925 × 61.8% = 3,044世帯

(秘) 昭和39年度児童生活環境実態調査票

大 庫 県

(昭和39年8月1日現在)

注
意

1 ※欄は、記入しないこと。

2 ○欄(0296266333)については、該当するものすべてに○をつけること。

調査員氏名

姓

名

姓

名

世帯員(18才以上)の状況					世帯の状況							状況															
(1)世帯員番号	(2)児童との続柄	(3)性別	(4)満年令	傷病の状況			(8)世帯種別	住宅の種別			(10)量(板の間も含む)	父母の状況		⑩児童の健全育成を阻害する環境													
				(5)結核	(6)精神病	(7)(六ヶ月以上)その他の病名		生	活	持	公	民	官	間	そ	父	母	長	学	住	登	居	近	付	そ	の	他
保護者	男女			有無	有無			保	活	持	公	民	官	間	そ	父	母	長	学	住	登	居	近	付	そ	の	他
2	男女			有無	有無			護	他	公	當	間	舍	・	の	も	が	年	上	好	ま	し	く	な	い	る	は
3	男女			有無	有無			世	の	・	・	・	・	・	の	も	が	う	か	め	に	好	ま	し	く	な	い
4	男女			有無	有無			帶	・	・	・	・	・	・	の	い	い	う	か	め	に	好	ま	し	く	な	い
5	男女			有無	有無			家	・	・	・	・	・	・	の	い	い	う	か	め	に	好	ま	し	く	な	い
6	男女			有無	有無			1	2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7	男女			有無	有無																						
8	男女			有無	有無																						
計																											

世帯の状況					世帯の収入					児童のための文化教養費					住宅付近の環境					遊び場の状況											
(13)昼間子供の世話をだれがみているか					(14)朝食の準備					(15)世帯収入(38年中の現金収入)					(16)7月中の家計上の現金支出					(17)児童のための文化教養費					(18)住宅付近の環境						
父母	祖	伯	近	保	そ	だ	1	8	1	8	す	し	し	し	の	7	中	の	8	児	住	農	漁	自	近	近	そ	の	へ		
才	叔	所	の	他	そ	だ	1	8	1	8	し	たり	し	な	な	の	家	計	上	の	月	平	均	文	化	教	養	費	く		
父	以上	母	等	の	大	人	育	の	大	人	い	い	な	か	つ	た	農	商	工	住	農	漁	場	店	樂	場	山	地	地	近	く
母	姉	き	人	所	い	け	い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	近	く	に
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3					円				円				円							

保護者の状況					母の状況・母がおらない場合は、養育する次子の児童との続柄					勤く理由					行先等について親子間で連絡をし合っているか					母親の児童に対する関心									
(20)保護者の学歴					(21)保護者の就業状況					(22)母の就業状況					(23)勤く理由					(24)行先等について親子間で連絡をし合っているか					(25)母親の児童に対する関心				
不	小	学	校	高	そ	そ	そ	そ	そ	農	そ	そ	そ	そ	そ	自	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	
小	中	・	・	高	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	
就	・	・	・	・	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	
就	・	・	・	・	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	
学	卒	卒	卒	卒	主	主	主	主	主	農	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	
卒	卒	卒	卒	卒	員	員	員	員	員	業	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

児童の状況					帰宅後・保護者等が帰宅までの状況					義務教育修了後の状況					6才以上のみ												
(31)小・中学生の就学状況					(32)要保護児童の種類					(33)長期間一時的					(34)6才以上のみ												
(3)	性	(3)	満	(3)	就	就	長	不	養	視	言	し	精	素	保	そ	要	長	月	月	月	月	月	月	月	月	
児	童	番	号	別	就	就	欠	不	護	語	行	行	神	行	に	の	そ	保	一	六	六	六	六	六	六	六	
					学	学	本	本	護	語	行	行	神	行	に	の	そ	保	期	月	月	月	月	月	月	月	
					年	年	四	四	護	語	行	行	神	行	に	の	そ	保	一	六	六	六	六	六	六	六	
					年	年	月	月	護	語	行	行	神	行	に	の	そ	保	期	月	月	月	月	月	月	月	
					年	年	四	四	護	語	行	行	神	行	に	の	そ	保	一	六	六	六	六	六	六	六	
1	男	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	有	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	男	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	有	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
3	男	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	有	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
4	男	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	有	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	男	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	有	無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
児童養育上の希望意見																											
(40)観察員記録																											

III 調査結果の概要

A. 児童のいる世帯の状況

1. [児童のいる世帯数とその児童数]

児童の生活環境実態調査の対象として抽出された地区の総世帯は4,400世帯で、そのうち市部にある世帯数は2,573世帯、郡部にある世帯数は1,827世帯であった。処がこれらの世帯のうちで児童のいる調査客体世帯は全体の67.3%に相当する2,959世帯であった。すなわちおおむね三世帯に一世帯の割合で児童がいることになる。これらを地区別に現わしたもののが第1表である。昭和34年に実施した児童生活環境の実態調査によれば、児童のいる世帯は全体の75.9%であったのが、今回の調査で67.3%であった。僅か4年間で児童のいる世帯比率が8.6%も低下したのは、出生率の急激な低下による自然減の現われである。しかしそれでもまた全国平均の61.8%に較べると兵庫県のほうが児童のいる世帯の比率がやや高い。都市にあっては最近少しづつ出生率も上昇しかけてきたので、兵庫県では農村よりも都市のほうが、むしろ出生率は少し高くなりつつあるが（人口1000人に対する出生率は、県では16.97、阪神では17.1、播磨では17.6、但馬では16.3、丹波では13.7、淡路では13.8）18才未満の児童のいる世帯という点では、まだ農村部のほうがその比率は高い。すなわち市部では児童のいる世帯率は標本世帯の62.1%、郡部では標本世帯の74.4%を占めている。従って都市的な性格の強い地区ほど児童のいる世帯比率は低く、神戸市では標本世帯の58.5%が児童のいる世帯である。

児童のいる世帯について世帯当たりの児童数を調べてみると、県全体では一世帯当たり2.0人であるが、市部では1.9人、郡部では2.1人で、神戸市の場合には1.8人であった。従って都市ほど世帯当たりの平均児童数はやや少なく、農村ほど一世帯当たりの児童数はやや多いということになる。しかし全国平均の一世帯当たりの児童数は2.30人であるから、兵庫県における一世帯当たりの平均児童数は全国平均よりもやや少ないようである。また昭和34年に実施した兵庫県の児童生活環境実態調査では一世帯当たりの平均児童数は2.66人であったから約5年を

経過した今日では一世帯当たりの平均児童数も減少したことになる。

第1表 福祉地区別、児童のいる世帯数および児童数

	調査客体数			標本世帯数	児童のいる世帯の占める割合
	児童のいる世帯数	児童数	1世帯当たり児童数		
総 数	2,959	5,962	2.0	4,400	67.3%
市 部	1,599	3,114	1.9	2,573	62.1
郡 部	1,360	2,848	2.1	1,827	74.4
神 戸 市	179	326	1.8	306	58.5

注：昭和38年度全国家庭児童調査報告書によれば一世帯当たりの児童数は全国平均2.30人で、児童のいる世帯の占める割合は全国平均では61.8%であった。

2. [世帯種別と世帯類型]

調査の対象となっている児童のいる世帯を生活保護法の被保護世帯であるか否かによって区分する場合、なんらかの扶助を受けている被保護世帯の比率は対象世帯の0.7%を占めている。神戸市にあっては1.1%、神戸市を含む市部では0.8%、郡部では0.7%となっている。

次に児童のいる世帯を世帯類型によって区分すると、第2表に示すように2,959世帯のうち高令者世帯は0.5%、父子世帯は0.4%、母子世帯は2.0%、共かせぎ世帯は49.1%、その他の世帯は48.0%である。この世帯類型を地区別にみると、児童のいる対象世帯のうちで高令者世帯と父子世帯の占める比率はいずれも市部ほど高率で、高令者世帯は神戸市では1.1%、神戸市を含む市部では0.6%、郡部では0.3%となっており、父子世帯も神戸市では0.6%、神戸市を含む市部では0.5%、郡部では0.3%というように郡部ほどその比率が低くなっている。ところが母子世帯と共かせぎ世帯の占める割合は、市部より郡部のほうが一般にその比率は高い。すなわち母子世帯の占める比率は、神戸市では1.7%、神戸市を含む市部では1.8%、郡部では2.4%であり、共かせぎ世帯の占める比率では、神戸市では33.5%、神戸市を含む市部では33.7%、郡部では67.2%であった。従ってその結果世帯類型からみたその他の一般世帯の比率は郡部より市部のほうが高く、市部では63.4%、郡部では29.8%であるから、母

親が不在がちで昼間保育に欠けるような家庭は寧ろ都市より農村のほうが、その比率も高いようである。勿論この場合共稼ぎ世帯であるといつても、農村では必ずしも勤め人であるとは限らず、農業であっても母親が1日平均3時間以上農業に従事していると共稼ぎ世帯に分類されるので、農村では共稼ぎ世帯の比率が高くなっているのである。

第2表 福祉地区別、世帯類型別、世帯種別構成

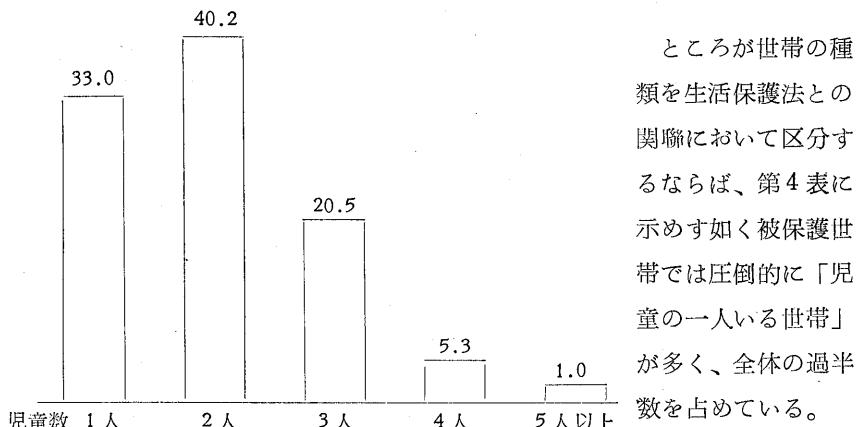
	総 数			高齢者世帯			父子世帯		
	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯
	総 数	(100.0)	(%)	総 数	(0.5)	(%)	総 数	(0.4)	(%)
総 数	2,959	22	2,937	14	3	11	13		13
市 部	1,599	12	1,587	10	3	7	9	(0.5)	9
郡 部	1,360	10	1,350	4		4	4	(0.3)	4
神 戸 市	179	2	177	2		2	1	(0.6)	1
母子世帯									
	母子世帯			共かせぎ世帯			その他の世帯		
	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯	総 数	生活 保護 世 帯	その 他の 世 帯
	総 数	(2.0)	(%)	総 数	(49.1)	(%)	総 数	(48.0)	(%)
総 数	60	7	53	1,453	6	1,447	1,419	6	1,413
市 部	28	2	26	539	2	537	1,013	5	1,008
郡 部	32	5	27	914	4	910	406	1	405
神 戸 市	3		3	60	1	59	113	1	112

3. [児童数別にみた世帯比率]

児童のいる世帯の児童数別世帯の分布状況は第3表に示す如く「児童の二人いる世帯」が最も多く、全世帯の40.2%を占めている。次に多いのは「児童の一人いる世帯」で全世帯の33.0%を占め、これにつぐのが「児童の三人いる世帯」で全体の20.5%である。児童数別にみた世帯数では、市部も郡部も共に「児童の二人いる世帯」が最も多く、これについて「児童一人の世帯」「児童三人の世帯」という順になっている。ただ神戸市の場合だけが、「児童一人の世帯」と「児童三人の世帯」とが共に第一位で、それぞれ全世帯の約4割強を占めている。

第3表 福祉地区別、児童数別構成

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
総 数	2,959 (100.0)	977 (33.0)	1,188 (40.2)	607 (20.5)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)
市 部	1,599 (100.0)	550 (34.4)	683 (42.7)	285 (17.8)	67 (4.2)	11 (0.7)	3 (0.2)
郡 部	1,360 (100.0)	427 (31.4)	505 (37.1)	322 (23.7)	89 (6.5)	13 (1.0)	4 (0.3)
※ 神 戸 市	179 (100.0)	72 (40.2)	72 (40.2)	30 (16.8)	5 (2.8)	—	—
全 国	32,256,000 (100.0)	(33.1)	(37.9)	(20.7)	(6.6)	(1.3)	(0.4)



第4表 世帯種別、児童数別構成

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
総 数	2,959 (100.0)	977 (33.0)	1,188 (40.2)	607 (20.5)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)
※ 生活保護世帯	22 (100.0)	12 (54.6)	5 (22.7)	4 (18.2)	1 (4.5)		
その他の世帯	2,937 (100.0)	965 (32.9)	1,183 (40.3)	603 (20.5)	155 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)

また保護者の就業状況別に各世帯の児童数を調べてみると、第5表に示めす如く、日雇労働者世帯と保護者が就業していない世帯では、「児童の一人いる世帯」が最も多く、殊に保護者が就業していない世帯では、全世帯の6割近くが「児童の一人いる世帯」である。

第5表 保護者の就業状況別、児童数別構成

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
総 数	2,959 (100.0)	977 (33.0)	1,188 (40.2)	607 (20.5)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)
農業主	676 (100.0)	216 (32.0)	250 (37.0)	155 (22.9)	48 (7.1)	6 (0.9)	1 (0.1)
その他の自営業主	577 (100.0)	192 (33.3)	219 (38.0)	119 (20.6)	37 (6.4)	10 (1.7)	
公務員	340 (100.0)	110 (32.4)	140 (41.2)	77 (22.6)	10 (2.9)	1 (0.3)	2 (0.6)
その他の常用勤労者	987 (100.0)	312 (31.6)	448 (45.4)	179 (18.1)	41 (4.2)	4 (0.4)	3 (0.3)
※ 日雇労務者	102 (100.0)	37 (36.3)	36 (35.3)	18 (17.6)	8 (7.8)	2 (2.0)	1 (1.0)
その他の就業者	221 (100.0)	77 (34.8)	82 (37.1)	51 (23.1)	10 (4.5)	1 (0.5)	
※ 就業していない	56 (100.0)	33 (58.9)	13 (23.2)	8 (14.3)	2 (3.6)		

「児童数別にみた児童のいる世帯」の平均児童数は、全体で平均2.01人であるが、地域的にみると神戸市では平均1.83人であり、神戸市を含めた市部では

平均1.95人で、郡部では平均2.1人となっている。全国平均の2.06人と比較すればやや少い感がある。ところが世帯の種類で区分してみると、生活保護法の適用を受けている世帯では平均1.73人であるから、一般の世帯に較べるとむしろ児童数は少ない。また保護者の就業状況別にみた世帯の平均児童数では、保護者が農業主の場合には平均2.08人、自営業主では平均2.05人、公務員では1.99人、常用勤労者では1.97人、日雇労働者では2.07人、その他の就業者の世帯では平均1.99人であって、保護者が無就業の世帯では平均1.63人であった。

児童数別にみた児童のいる世帯の累積度数

児童数	1	2	3	4	5	6	平均児童数
総 数	33.0	73.2	93.7	99.0	99.8	100.0	2.01
市 部	34.4	77.1	94.1	98.5	99.2	100.0	1.95
郡 部	31.4	68.5	92.2	98.7	99.7	100.0	2.10
神 戸 市	40.2	80.4	97.2	100.0			1.83
全 国	33.1	71.0	91.7	98.3	99.8	100.0	2.06
被生活保護世帯	54.6	77.3	95.5	100.0			1.73
一 般 世 带	33.9	73.2	93.7	99.0	99.8	100.0	2.01
農 業 主	32.0	69.0	91.9	99.0	99.9	100.0	2.08
自 営 業 主	33.3	71.3	91.9	98.3	100.0		2.05
公 務 員	32.4	73.6	96.2	99.1	99.4	100.0	1.99
常 用 勤 労 者	31.6	77.0	95.1	99.3	99.7	100.0	1.97
日 雇 労 働 者	36.3	71.6	89.2	97.0	99.0	100.0	2.07
そ の 他 の 就 業 者	34.8	71.9	95.0	99.5	100.0		1.99
無 就 業 者	58.9	82.1	96.4	100.0			1.63

4. [住宅の種別]

児童のいる世帯について、その住宅の種類を調べてみると第6表に示す如く、全世帯の約8割までが持家であり、民間の借家やアパートに住むものは約1割強で、公営の住宅や公団住宅、官公舎、社宅などに居住するものは全体の

1割にも満たない状態である。しかも間借りその他の状態で住宅事情に恵まれない世帯は全体の1.3%も存在するから、児童のいる世帯のうち、77世帯に1世帯は住宅事情に恵まれない家庭といえるのではなかろうか。これを更に地域別にみると、持家に住んでいる世帯は市部より郡部のほうが多く、神戸市では、57.1%、神戸市を含む市部では70.1%、郡部では91.2%を含めているから、農村では児童のいる世帯は殆んど持家に住んでいることになるし、都市では児童のいる世帯の過半数は持家に住んでいることになる。公営公団住宅や官公舎や社宅などに住んでいる世帯は、神戸市では13.3%、神戸市を含む市部では11.6%、郡部では僅かに2.4%に過ぎない。民間の借家やアパートに居住する世帯は、神戸市では26.8%、神戸市を含む市部では16.8%、郡部では僅かに5.3%に過ぎない。従って民間の借家やアパートに較べると公営住宅や公団住宅の建設はまだまだ不足していると言わねばならない。神戸市では間借りその他で暮している世帯が2.8%も占めているので、児童のいる世帯35世帯のうちの1世帯は住宅に困っているとみてよいだろう。神戸市を含む市部全体の場合でも、66世帯のうち1世帯は住宅に困っている世帯である。

第6表 福祉地区別住宅の種別構成

	総 数	持 家	公営住宅 (県・市・町)	公団住宅	民間の借家 ・アパート	官舎・公 舎・社宅	間 借	その他
総 数	2,959 (100.0)	2,360 (79.7)	58 (2.0)	23 (0.8)	341 (11.5)	139 (4.7)	17 (0.6)	21 (0.7)
市 部	1,599 (100.0)	1,120 (70.1)	47 (2.9)	23 (1.4)	269 (16.8)	117 (7.3)	12 (0.8)	11 (0.7)
郡 部	1,360 (100.0)	1,240 (91.2)	11 (0.8)	—	72 (5.3)	22 (1.6)	5 (0.4)	10 (0.7)
神戸市	179 (100.0)	102 (57.1)	11 (6.1)	4 (2.2)	48 (26.8)	9 (5.0)	4 (2.2)	1 (0.6)

次に世帯類型別に住居の広さを調べてみると、第7表に示す如く、1人当たりの畳数が3畳未満の世帯は全体の12.9%、3畳から5畳までの世帯が40.6%、5畳から10畳までの世帯が45.7%、10畳以上の世帯が10.7%である。1人当たりの畳数が2畳未満であるという世帯は、高令者世帯や父子世帯ではなく、共稼ぎ世

帶には3.0%、その他の世帯には3.9%、母子世帯には1.7%存在する。中央児童福祉審議会の保育制度特別部会が昭和38年7月31日に「保育問題をこう考える」という中間報告書を審議会に提出しているが、これによると保育に欠ける状況の一つの条件として、1人当りの居住面積が1.5畳以下の住居で生活している場合を挙げている。この基準に概当する世帯は1.1%であるが、世帯類型別にみると共稼ぎ世帯では1.0%、その他の世帯では1.3%が1.5畳以下の住居で生活している。

第7表 世帯類型別、1人当り畳数別構成

	総 数	1. 5畳未満	1.5~2畳未満	2~3畳未満	3~5畳未満	5~10畳未満	10畳以上	不 明
総 数	2,959 (100.0)	33 (1.1)	67 (2.3)	282 (9.5)	905 (30.6)	1,351 (45.7)	318 (10.7)	3 (0.1)
高齢者世帯	14 (100.0)			2 (14.3)	3 (21.4)	5 (35.7)	4 (28.6)	—
父 子 世 帯	13 (100.0)			1 (7.7)	5 (38.4)	3 (23.1)	4 (30.8)	—
母 子 世 帯	60 (100.0)		1 (1.7)	2 (3.3)	14 (23.3)	27 (45.0)	16 (26.7)	—
共 か せ ぎ 世 帯	1,453 (100.0)	15 (1.0)	29 (2.0)	107 (7.4)	432 (29.7)	718 (49.4)	151 (10.4)	1 (0.1)
そ の 他 の 世 帯	1,419 (100.0)	18 (1.3)	37 (2.6)	170 (12.0)	451 (31.8)	598 (42.1)	143 (10.1)	2 (0.1)

住宅の種別よりみた児童数では、持家に居住する世帯が最も児童数の多い世帯で、平均2.06人の子供がいる。つぎに公営住宅に居住する世帯の1.95人、官公舎や社宅の1.91人、民間の借家やアパート暮らしの1.83人がこれに続いている。児童数の少ない世帯は間借り生活者の平均1.71人、公団住宅居住者の平均1.57人である。第8表は住宅種別の児童数を示したものであるが、児童が二人以下である世帯は全体の7割強を占めている。これを世帯別にみると公団住宅に居住する世帯の95.6%までが児童2人以下の世帯であり、間借りの世帯では88.3%、民間の借家やアパート暮らしの世帯では81.5%、官公舎や社宅では81.3%、公営住宅では75.9%、持家の世帯では71.1%の世帯が児童2人以下の

世帯である。公団住宅に住む世帯と間借りの世帯には児童が4人以上いる世帯は全く見受けられなかった。

第8表 住宅の種別、児童数別構成

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上	平均児童数
総 数	2,959 (100.0)	977 (33.0)	1,188 (40.2)	607 (20.5)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)	2.01
持 家	2,360 (100.0)	747 (31.7)	930 (39.4)	519 (22.0)	138 (5.8)	20 (0.8)	6 (0.3)	2.06
公営住宅 (県・市・町)	58 (100.0)	23 (39.7)	21 (36.2)	9 (15.5)	4 (6.9)	1 (1.7)	—	1.95
公団住宅	23 (100.0)	11 (47.8)	11 (47.8)	1 (4.4)	—	—	—	1.57
民間の借家 ・アパート	341 (100.0)	138 (40.5)	140 (41.0)	49 (14.4)	11 (3.2)	2 (0.6)	1 (0.3)	1.83
官舎・公舎・社宅	139 (100.0)	44 (31.7)	69 (49.6)	22 (15.8)	3 (2.2)	1 (0.7)	—	1.91
間 借	17 (100.0)	7 (41.2)	8 (47.1)	2 (11.7)	—	—	—	1.71
そ の 他	21 (100.0)	7 (33.3)	9 (42.9)	5 (23.8)	—	—	—	1.91

5. [保育に欠ける状況]

中央児童福祉審議会の保育特別部会の中間報告書では、「保育に欠けるとおもわれる状況」とは「子どもの心身の発達にとって不可欠なものを与えなくする状況」であると定義されている。もちろん特定の状況がすべての子どもに同じ影響を与えるとは限らないので、保育に欠ける状況を定める場合には、その典型的な状況を想定せざるを得ない。これまで保育に欠ける状況を考えるとき、家庭内における欠損状況についてのみ論ぜられてきたが、子どもの人格形成の面から考える場合には家族形態よりも寧ろ家族機能が重視されねばならないから、子どもの生活の場全体が考慮されなければならない。そこで保育特別部会は次の七つの条件を保育に欠ける状況として挙げている。

(1) 父母の欠損によるもの

(2) 父母の労働によるもの

- (3) 父母や同居の親族の疾病または精神や身体の障害によるもの
- (4) 父母の人格的欠陥によるもの (5) 児童の心身の障害によるもの
- (6) 保護者以外の家庭状況によるもの
- (7) 地域の状態が不適当であるもの

いま父母の状況を調べてみると、父母ともにいない世帯は0.8%、父がない世帯は5.3%、母がない世帯は1.4%、1年のうち2ヶ月以上父母と別居している世帯は2.9%、母が勤めにでている世帯は12.7%であった。従って保育特別部会が指摘した(1)父母の欠損と(2)父母の労働によってこどもが保育に欠ける状況におかれるとある世帯は全体の23.1%に及ぶことになる。これを地区別にみると、父母の一方または双方が欠損している世帯は、神戸市では9.5%、神戸市を含む市部では7.7%、郡部では7.1%であって、農村より都市のほうが父母の欠損率は若干高いようである。ところが出稼や長期入院などのために一年のうちで二ヶ月以上も父母と別居している世帯は、郡部では5.4%もあるのに市部では僅かに0.8%にとどまっている。しかし母親が勤めにでている世帯は農村よりも都市のほうが極く僅かであるが多く、神戸市では13.1%、神戸市を含む市部では13.1%であるのに郡部では12.2%となっている。

第9表 福祉地区別、父母の状況

	総 数	父も母も いない	父 が い ない	母 が い ない	1年 の うち 2 カ月 以 上 父 母 が 別 れ て暮 し て いる	母 が 勤 め に 出 て い る	上 ほ う の い ず れ に も 該 当 し な い
総 数	2,959 (100.0)	23 (0.8)	157 (5.3)	41 (1.4)	87 (2.9)	375 (12.7)	2,276 (76.9)
市 部	1,599 (100.0)	13 (0.8)	90 (5.6)	20 (1.3)	13 (0.8)	209 (13.1)	1,254 (78.4)
郡 部	1,360 (100.0)	10 (0.7)	67 (4.9)	21 (1.5)	74 (5.4)	166 (12.2)	1,022 (75.3)
神戸市	179 (100.0)	2 (1,1)	13 (7.3)	2 (1,1)	—	24 (13.4)	138 (77.1)
全国平均	32,256,043 (100.0)	119,127 (0.4)	1,572,798 (4.9)	347,921 (1.2)			30,216,396 (93.6)

注：全国平均については昭和38年度全国家庭児童調査報告書による資料である。

次に児童の健全育成を阻害する環境という点からみれば、全世帯の42.5%は問題を抱えている世帯である。児童の健全育成上とくに問題があると思われる世帯の割合は都市ほど高い比率を示しており、神戸市の場合には74.3%、神戸市を含む市部で47.5%であるのに、郡部では36.0%に過ぎない、健全育成を阻害する諸条件を具体的に検討してみると、第10表に示す如く、家庭内の諸問題に帰因しているものは16.7%、近隣環境の諸条件に問題があると思われるものは25.6%となっている。児童の健全育成を阻害する環境条件のうち、「近所に子供の安全な遊び場所がない」点を討えるものは21.5%、「住居が狭い」ことを指摘しているものが7.9%もいる。児童の健全育成を阻害するこの二つの条件は、農村よりも都市のほうが特に顕著であって、住居が狭かったり、仕事場を兼ねているものは、神戸市では29.1%、神戸市を含む市部では13.1%、郡部では4.3%である。また近所に安全な遊び場所がなかったり、風紀上好ましくない営業が多いものは、神戸市では36.8%、神戸市を含む市部では24.7%、郡部では21.1%である。

第10表 福祉地区別健全育成を阻害する環境別構成

	総 数	長期の 病人・ 心身障 害者が いる	住居が せまい	昼間住 居が仕 事場に なって いる	家族が夜 間家で 休んでい る	近所に子 供の安全 な遊び場 所がない	風紀上 好まし くない 営業が 多い	付近に スラム 街があ る	その他	環境は よい
総 数	2,959 (100.0)	175 (5.9)	233 (7.9)	35 (1.2)	50 (1.7)	636 (21.5)	46 (1.6)	11 (0.4)	61 (2.1)	1,712 (57.7)
市 部	1,599 (100.0)	76 (4.8)	186 (11.6)	24 (1.5)	38 (2.4)	357 (22.3)	38 (2.4)	11 (0.7)	29 (1.8)	840 (52.5)
郡 部	1,360 (100.0)	99 (7.3)	47 (3.5)	11 (0.8)	12 (0.9)	279 (20.5)	8 (0.6)	—	32 (2.4)	872 (64.0)
神戸市	179 (100.0)	4 (2.2)	4.6 (25.7)	6 (3.4)	3 (1.7)	50 (27.9)	16 (8.9)	—	8 (4.5)	46 (25.7)

(都市と農村の間には顕著な有意差が認められる)

児童の数と健全育成を阻害する環境との関係をみると、第11表に示す如く児童数が3人以下の場合には児童の健全育成を阻害する諸条件を背負っている世帯の比率は約4割程度に過ぎないが、児童が4人以上になるとその過半数の世

帯が健全育成を阻害する諸条件を担っている。児童数が5人以上になればその7割以上の世帯が児童育成上不健全な諸条件を担うようになってくる。特に児童が4人以上になれば住居が狭いと訴える比率が急に高まってくる。

次に児童の健全育成を阻害する諸条件をもつ世帯の割合を父母の状況別に調べてみると、両親のいない世帯では65.2%、父のみいない世帯では42.0%、母

第11表 父母の状況別、児童数別、健全育成を阻害する環境別構成

	総 数	長期の 病人・ 心身障 害者が いる	住居が せまい	居間住 居が仕 事場に なってい る	家族が 夜勤な どで居 間家で 休んで いる	近所に 子供の 安全な 遊び場 所がな い	風紀上 好まし くない 営業が 多い	付近に スラム 街があ る	その他	環境は よい	
総 数	総 数	2,959 (100.0)	175 (5.9)	233 (7.9)	35 (1.2)	50 (1.7)	636 (21.5)	46 (1.6)	11 (0.4)	61 (2.1)	1,712 (57.7)
	1 人	977 (100.0)	57 (5.8)	58 (5.9)	9 (0.9)	19 (2.0)	223 (22.8)	20 (2.1)	5 (0.5)	22 (2.3)	564 (57.7)
	2 人	1,188 (100.0)	67 (5.6)	82 (6.9)	15 (1.3)	23 (1.9)	244 (20.5)	19 (1.6)	5 (0.4)	28 (2.4)	705 (59.4)
	3 人	607 (100.0)	36 (5.9)	60 (9.9)	8 (1.3)	6 (1.0)	125 (20.6)	5 (0.8)		8 (1.3)	359 (59.2)
	4 人	156 (100.0)	12 (7.9)	26 (16.2)	2 (1.3)	2 (1.3)	35 (22.4)	1 (0.6)	1 (0.6)	2 (1.3)	75 (48.1)
	5 人	24 (100.0)	2 (8.3)	5 (20.8)	1 (4.2)		8 (33.3)	1 (4.2)			7 (29.2)
	6人以上	7 (100.0)	1 (14.3)	2 (28.6)			1 (14.3)			1 (14.2)	2 (28.6)
父も母もい ない	父も母もい ない	23 (100.0)	2 (8.7)	1 (4.3)			6 (26.1)	1 (4.3)	2 (8.7)	3 (13.1)	8 (34.8)
	父がいらない	157 (100.0)	7 (4.5)	15 (9.5)	3 (1.9)	3 (1.9)	27 (17.2)	5 (3.2)		6 (3.8)	91 (58.0)
	母がいらない	41 (100.0)	7 (17.1)	3 (7.3)			5 (12.2)			1 (2.4)	25 (61.0)
	一年のうち 二ヵ月以上 父母別居	87 (100.0)	12 (13.8)	4 (4.6)			17 (19.5)	2 (2.3)	1 (1.2)	2 (2.3)	49 (56.3)
	母が勤めに 出てる	375 (100.0)	27 (7.2)	60 (16.0)	1 (0.3)	12 (3.2)	88 (23.4)	1 (0.3)	1 (0.3)	10 (2.7)	175 (46.6)
以上といふ れにも該当 しない	以上といふ れにも該当 しない	2,276 (100.0)	120 (5.3)	150 (6.6)	31 (1.4)	35 (1.5)	493 (21.7)	37 (1.6)	7 (0.3)	39 (1.7)	1,364 (59.9)

のみいない世帯では39.0%、両親の別居世帯では43.7%、母が勤めにでている世帯では53.4%が児童の健全育成にとってなんらかの悪条件をもつ世帯である。

次に健全育成を阻害する環境を世帯種別から検討してみると、第12表に示す如く生活保護法の適用を受けている世帯では僅かに27.3%の世帯しか健全育成上望ましい世帯が見当らなかつたが、その他の一般の世帯では58.1%が環境のよい世帯である。殊に被保護世帯の場合には、世帯のうちに長期の病人がいる世帯は27.3%、住居が狭い世帯は13.6%、近所に安全な遊び場所がない世帯は18.2%、附近にスラム街がある世帯は45%、その他健全育成を阻害する条件をもつ世帯は9.1%であった。その他の一般世帯の場合には、近所に安全な遊び場所がないことを訴える世帯が21.5%もいるのが目立つだけで、これにつづいて住居の狭い世帯が7.8%、病人や心身障害者のいる世帯が5.8%、その他家族のうちで夜勤をしているため昼間休んでいたり、住居が仕事場に使われている世帯や近所に好ましくない営業が多いなどの諸条件のために児童の健全育成の面で悪環境だと思われる世帯が併せて68%いる。

第12表 世帯種別、健全育成を阻害する環境別構成

	総 数	長期の病人・心身障害者がいる	住居がせまい	昼間住居が仕事場になつてゐる	家族が夜勤などで昼間で休んでいる	近所に子供の遊び場所がない	風紀上好ましくない	付近にスラム街がある	その他	環境はよい
総 数	2,959 (100.0)	175 (5.9)	233 (7.9)	35 (1.2)	50 (1.7)	636 (21.5)	46 (1.6)	11 (0.4)	61 (2.1)	1,712 (57.7)
生 活 保 帯	22 (100.0)	6 (27.3)	3 (13.6)	—	—	4 (18.2)	—	1 (4.5)	2 (9.1)	6 (27.3)
そ の 世 帯	2,937 (100.0)	169 (5.8)	230 (7.8)	35 (1.2)	50 (1.7)	632 (21.5)	46 (1.6)	10 (0.3)	59 (2.0)	1,706 (58.1)

次に児童の健全育成を阻害する環境を児童の保護者の就業状況別に検討してみると、第13表に示す如く、健全育成の面からみて悪い環境の世帯が多いのは、保護者が就業していない世帯で、その比率は76.8%である。保護者が農業

主の場合には、その比率が最も低く26.5%に過ぎない。保護者が公務員の世帯は34.8%でこれにつき、自営業主の場合には49.0%、日雇労務者の場合には50.0%の世帯が健全育成の点で悪い環境条件をもっている。保護者が農業主である世帯では、近所に子供の安全な遊び場がない世帯の比率は16.0%で、長期の病人や心身障害者がいる世帯の比率は6.2%である。保護者がその他の自営業主の場合では、近所に安全な遊び場のない世帯が27.9%、住居の狭い世帯が6.8%である。保護者が公務員の場合では、近所に遊び場がない世帯が18.2%、住居の狭い世帯が5.9%、病人や心身障害者のいる世帯が5.9%である。常用勤労者の世帯では、近所に遊び場のない世帯が21.7%、住居が狭い世帯が12.0%である。保護者が日雇労務者である世帯では、近所に遊び場のない世帯が20.6%、住居の狭い世帯が19.6%である。保護者がそれ以外の仕事に従事している世帯の場合では、近所に遊び場のない世帯が25.0%、住居の狭い世帯が

第13表 保護者の就業状況別、健全育成を阻害する環境別構成

	総 数	長期の病人・心身障害者がいる	住居がせまい	昼間住居が仕事場になつてゐる	家族が夜勤などで間家で休んでいる	近所に子供の安全な遊び場所がない	風紀上好ましくない言葉が多い	付近にスラム街がある	その他	環境はよい
総 数	2,959 (100.0)	175 (5.9)	233 (7.9)	35 (1.2)	50 (1.7)	636 (21.5)	46 (1.6)	11 (0.4)	61 (2.1)	1,712 (57.7)
農業主	676 (100.0)	42 (6.2)	8 (1.2)	3 (0.4)	3 (0.4)	108 (16.0)	—	1 (0.1)	15 (2.2)	496 (73.5)
その他の自営業主	577 (100.0)	25 (4.3)	39 (6.8)	22 (3.8)	1 (0.2)	161 (27.9)	21 (3.6)	2 (0.3)	12 (2.1)	294 (51.0)
公務員	340 (100.0)	20 (5.9)	20 (5.9)	4 (1.2)	2 (0.6)	62 (18.2)	5 (1.5)	2 (0.6)	3 (0.9)	222 (65.2)
その他の常用勤労者	987 (100.0)	46 (4.7)	118 (12.0)	4 (0.4)	41 (4.2)	214 (21.7)	15 (1.5)	3 (0.3)	18 (1.8)	528 (53.4)
日雇労務者	102 (100.0)	5 (4.9)	20 (19.6)	—	—	21 (20.6)	1 (1.0)	—	4 (3.9)	51 (50.0)
その他の就業者	221 (100.0)	19 (8.6)	21 (9.5)	2 (0.9)	2 (0.9)	56 (25.3)	3 (1.4)	1 (0.5)	9 (4.1)	108 (48.8)
就業していない	56 (100.0)	18 (32.1)	7 (12.5)	—	1 (1.8)	14 (25.0)	1 (1.8)	2 (3.6)	—	13 (23.2)

9.5%、病人や心身障害者のいる世帯は8.6%である。従って近所に子供の安全な遊び場がないと訴えている世帯は、保護者の就業状態に関係なく、いずれの世帯類型の場合にも最も高い比率を示めしている。健全育成を阻害する諸条件別に検討してみると、長期の病人や心身障害者のいる世帯の比率が最も高い世帯は保護者が就業していない世帯である。これは保護者自身が長期の疾病や心身障害者である比率も高いからである。

6. [昼間養育担当者]

昼間児童の養育を担当する責任者について中央児童福祉審議会保育事業特別部会は保育に関する七原則を発表したが、そのなかで「家庭保育の責任者は母親である」と唱っている。この調査において昼間保育を担当している養育者を調べてみたところ、母が養育者である世帯は全体の69.3%に過ぎなかった。従って約7割の世帯しか昼間家庭において母親が児童の養育を担当していないことになる。次に多いのは祖父母が児童の養育を担当している世帯で、全体の16.4%を占めている。父親が児童の養育を担当している世帯は1.0%で、18才以上の兄妹が養育者である世帯は1.2%である。親せきの者が養育している世帯は0.9%、近所の者がめんどうをみている世帯は9.7%、保育所にあずけてある世帯は1.4%である。昼間養育を担当するものが誰もいない世帯が8.1%もいることは、18才未満の児童の健全育成の面からみて確かに問題世帯であるといわねばならない。勿論養育担当者の状況は世帯における父母の有無によっても異なるが、第14表に示す如く両親のいない世帯では、その69.7%までが祖父母が養育担当者になっているが、昼間養育を担当する者が誰もいない世帯が13.0%いることは注目に値する。父のいない世帯では、母が養育担当者である世帯は47.8%、祖父母が養育担当者である世帯は16.6%であるが、誰も昼間養育を担当するものがいない世帯は27.4%もある。母がいない世帯では、祖父母が養育担当者である世帯は34.2%であり、兄や姉が昼間養育を担当している世帯は17.1%であるが、世帯員のうちには18才未満の児童だけで誰も養育を担当する者がいない世帯が26.8%もいた。また一年のうち2ヶ月以上父母が別居している世帯では、母が昼間養育担当者である世帯が56.5%、祖父母が児童養育して

いる世帯が23.0%もいるが、誰も養育者のいない世帯は14.9%であった。母が勤めに出てる世帯では、その43.5%は祖父母が養育しているが、昼間養育者が誰もいない世帯は30.6%もいる。従って昼間18才未満の児童だけであって、児童を養育するものが誰もいない世帯の比率が最も高いのは、母が勤めにでてる世帯であり、父または母がいない世帯がこれについて多い。

第14表 父母の状況別、昼間養育担当者別構成

	総 数	父	母	祖父母	18才以上 の兄・姉	伯叔父 母等の 親せき	近所の 大人の 人	保育所	その他	だれもい ない18才 未満の子 供だけ
総 数	2,959 (100.0)	30 (1.0)	2,050 (69.3)	484 (16.4)	35 (1.2)	28 (0.9)	21 (0.7)	41 (1.4)	30 (1.0)	240 (8.1)
父も母もい ない	23 (100.0)			16 (69.7)	—	2 (8.7)	1 (4.3)	—	1 (4.3)	3 (13.0)
父がいない	157 (100.0)		75 (47.8)	26 (16.6)	5 (3.2)	4 (2.5)	3 (1.9)	—	1 (0.6)	43 (27.4)
母がいない	41 (100.0)	3 (7.3)		14 (34.2)	7 (17.1)	2 (4.9)	1 (2.4)	—	3 (7.3)	11 (26.8)
1年のうち2 ヵ月以上父 母が別れて 暮している	87 (100.0)	—	49 (56.5)	20 (23.0)	1 (1.1)	—	1 (1.1)	3 (3.4)	—	13 (14.9)
母が勤めに 出ている	375 (100.0)	21 (5.6)	21 (5.6)	163 (43.5)	10 (2.7)	11 (2.9)	14 (3.7)	13 (3.5)	7 (1.9)	115 (30.6)
以上のいず れにも該当 しない	2,276 (100.0)	1,905 (83.7)	1,905 (83.7)	245 (10.8)	12 (0.5)	9 (0.4)	1 (0.0)	25 (1.1)	18 (0.8)	55 (2.4)

7. [朝食の準備状況]

児童のいる世帯2,959のうちで子供たちのためにいつも朝食の準備をしている世帯は全体84.8%で、いつも朝食準備をしていない世帯は11.3%である。第15表に示す如く、地区別にみてもこの傾向は大体同じで、ただ神戸市の場合にはいつも子供たちのために朝食の準備ができる世帯は89.4%とやや高く、朝食の準備がいつもしない世帯は僅か5%に過ぎない。子供たちのために朝食の準備をいつもする世帯の割合は子供の数とはあまり関係がないようであるが、第16表に示す如く父母の有無とはかなり関聯性があるようと思われる。児童のために朝食の準備ができる世帯の比率が最も高い家庭が両親のいない世

帶であるのは、一見不思議に感じられるかも知れないが、両親のいない世帯ではむしろ祖母や兄嫁などが孫や義弟妹のために朝食を準備してくれるから、その比率も91.2%に達しているのであろう。むしろ異常だと感ぜられるのは、子

第15表 福祉地区別、朝食準備状況

	総 数	す る	したり、し なかつたり	し な い	不 明
総 数	2,959(100.0)	2,511(84.8)	114(3.9)	333(11.3)	1(0.0)
中 部	1,599(100.0)	1,350(84.5)	64(4.0)	184(11.5)	1(0.0)
郡 部	1,360(100.0)	1,161(85.3)	50(3.7)	149(11.0)	—
神戸市	179(100.0)	160(89.4)	1.0(5.6)	9(5.0)	—

第16表 父母の状況別、児童数別、朝食準備状況

	総 数	す る	したり、し なかつたり	し な い	不 明
総 数	総 数	2,959(100.0)	2,511(84.8)	114(3.9)	333(11.3)
	1 人	977(100.0)	824(84.3)	36(3.7)	116(11.9)
	2 人	1,188(100.0)	1,005(84.6)	50(4.2)	133(11.2)
	3 人	607(100.0)	525(86.5)	18(3.0)	64(10.5)
	4 人	156(100.0)	133(85.2)	7(4.5)	16(10.3)
	5 人	24(100.0)	18(75.0)	2(8.3)	4(16.7)
	6 人以上	7(100.0)	6(85.7)	1(14.3)	—
父も母もいない		23(100.0)	21(91.2)	1(4.4)	1(4.4)
父がいない		157(100.0)	131(83.4)	10(6.4)	16(10.2)
母がいない		41(100.0)	36(87.8)	4(9.8)	1(2.4)
1年 のうち 2カ 月以上父母別居		87(100.0)	68(78.2)	4(4.6)	15(17.2)
母が勤めに出 てる		375(100.0)	308(82.1)	16(4.3)	50(13.3)
以上のいずれに も概当しない		2,276(100.0)	1,947(85.5)	79(3.5)	250(11.0)

供たちのため朝食準備がなされていない比率の高い世帯は、父母が別居している世帯であって、全体の17.2%に及んでいる。朝食の準備をしない世帯の割合は、母が勤めに出ている世帯では13.3%であるが、母がいない世帯では2.4%父母がいない世帯では4.4%であって、むしろ母がいないときには他の誰かが、母の役割を分担しているのであろう。

8. [養育担当者別住宅環境]

児童のいる世帯の住居がどのような環境に位置しているかを調べたのが第17表である。住宅附近の環境が歓楽街である世帯は全世帯の9.6%、商店街にある世帯は全世帯の8.7%、工場地帯に位置する世帯は1.1%、住宅地帯にある世帯は37.5%、農山村にある世帯は49.6%、漁村は2.5%である。住宅附近の環境を児童の養育担当者別に調べてみると、父親が養育者である世帯では、全

第17表 昼間養育担当者別、住宅付近の環境別構成

	総 数	歓楽街	商店街	工場地帯	住宅地帯	農山村	漁 村
総 数	2,959 (100.0)	18 (0.6)	258 (8.7)	32 (1.1)	1,110 (37.5)	1,467 (49.6)	74 (2.5)
父	30 (100.0)	—	3 (10.0)	—	8 (26.7)	19 (63.3)	—
母	2,050 (100.0)	16 (0.8)	201 (9.8)	21 (1.0)	837 (40.8)	928 (45.3)	47 (2.3)
祖 父 母	484 (100.0)	2 (0.4)	25 (5.2)	3 (0.6)	109 (22.5)	334 (69.0)	11 (2.3)
18 才 以 上 の 兄 姉	35 (100.0)	—	1 (2.9)	—	19 (54.2)	14 (40.0)	1 (2.9)
伯 叔 父 母 等 の 親 せ き	28 (100.0)	—	2 (7.1)	—	9 (32.1)	16 (57.2)	1 (3.6)
近所の大人の人	21 (100.0)	—	5 (23.8)	—	11 (52.4)	5 (23.8)	—
保 育 所	41 (100.0)	—	4 (9.8)	1 (2.4)	12 (29.3)	23 (56.1)	1 (2.4)
そ の 他	30 (100.0)	—	6 (20.0)	1 (3.3)	7 (23.4)	10 (33.3)	6 (20.0)
だれもいない 18才未満の子供 だけ	240 (100.0)	—	11 (4.6)	6 (2.5)	98 (40.8)	118 (49.2)	7 (2.9)

世帯の63.3%が農山村に位置し、26.7%が住宅地帯にあり、10.0%は商店街にある。母親が児童を養育している場合には、農山漁村に47.6%、住宅地帯に40.8%であるから、残りの11.6%の世帯が歓楽街や商店街や工場地帯に位置していることになる。祖父母が養育者である世帯では、農山漁村に位置する世帯が71.3%、住宅地帯が22.5%、歓楽街、商店街、工場地帯などが6.2%である。18才以上の兄姉が弟妹を養育している世帯では、農山漁村に住む世帯が42.9%、住宅地帯に54.2%、商店街に2.9%の世帯が住んでいる。親せきの者が養育している場合は、全世帯の60.8%が農山漁村に、32.1%が住宅地帯に、7.1%が商店街に住んでいる。近所の人たちによって昼間養育されている世帯では、全世帯の23.8%が農山漁村に、52.4%が住宅地帯に、23.8%が商店街に住んでいる。昼間児童を保育所にあずけている世帯では、その58.5%が農山漁村に住んでいる世帯であり、29.3%が住宅地帯に住む世帯で、残りの12.2%が商店街や工場地帯に住む世帯である。昼間養育する者が誰もいない謂わば18才未満の子供だけの世帯では、その52.1%が農山漁村に住み、40.8%が住宅地帯に、7.1%が商店街や工場地帯に住んでいる。

9. [遊び場の状況]

近年自動車を中心とする交通量が急激に増加してきたため、地域社会における児童の適切な遊び場が一段と必要になってきた。昭和38年における全国家庭児童の環境調査によれば近所に適當な遊び場がないと訴えている世帯は、全体の34.3%を占めていた。今回の調査によれば全世帯の約4分の1は近所に遊び場がないと訴えているから、兵庫県の場合には全国平均よりも子供たちの遊び場はやや恵まれているほうである。しかしこれも地域的にみると神戸市のような大都市では適切な遊び場が著しく不足し、全世帯の48.7%は近所に遊び場がないと訴えている。神戸市を含む市部では27.9%、郡部では22.3%の世帯は近所に遊び場がない現状である。また自分の家の庭が広くて遊べる家庭は全国平均では18.0%であったが、兵庫県の場合には30.6%であるから、本県の場合には児童たちも恵まれているが、それも地域別にみるとやはり都市では遊べるような広い庭も少ない。神戸市の場合には全世帯の12.8%、神戸市を含む市部

では25.8%、郡部では36.2%の世帯が、自分の家に遊べる庭のある家庭である。従って児童たちが遊べる程に広い庭のある家庭は、都市よりも農村のはうが多いようである。処が家の近所に児童遊園のある世帯は農村よりも都市のはうが多い。神戸市にあっては、全世帯の15.6%の世帯が近く児童遊園があると述べているが、神戸市を含む市部では、その14.6%の世帯が近所に児童公園のある世帯である。処が郡部では僅かに4.4%しか近くに児童公園のある世帯がなかった。公園は郡部では極めて少ないが空地は郡部のはうが都市よりも多いようである。神戸市内では近くに空地がある世帯は8.9%であるが、神戸市を含む市部では14.8%を占め、郡部では16.0%の世帯が近所に空地があると述べている。近くに児童公園、遊園、空地以外の遊び場のある点では、都市よりも農村のはうが多いようである。児童数別に遊び場の状況を調べてみたが、第19表に示す如く、顕著な特徴はみられなかった。また世帯類型別に遊び場の状況を調べてみたが、世帯類型の特質に応じて居住地が規定されない限り、遊び場の状況が世帯の類型と特に関聯性があるとは考えられない。処が保護者の就業状況と住居の所在地との間にはかなり関聯性がみられるので、第20表に示す如く、児童の遊び場の状況と保護者の就業状況との間には関聯性があるようである。すなわち保護者が農業主である場合には、その世帯の52.7%までが自分の家に遊べる庭のある世帯であり、近くに遊び場所がない世帯は僅かに農家の15.5%に過ぎない。保護者が自営業主の場合には、自分の家に子供たちの遊べる庭をもっている世帯は僅かに21.7%しかなかったのに、近所に子供たちの遊び場所のない世帯は、その43.2%にも達している。保護者が公務員の場合には、自分の家に子供たちが遊べる庭のある世帯は32.0%であるが近所に子供たちの遊び場所がない世帯は21.2%であって、農家世帯について子供たちの遊び場が恵まれている。保護者がその他の常用勤労者である場合には、その22.2%しか自分の家に子供たちの遊べる庭がなく、近所に遊び場所のない世帯は26.9%である。日雇労働者の世帯では、自分の家に遊べる庭のある世帯は23.5%で、近所に遊び場のない世帯は31.3%であった。保護者の就業状況と子供たちの遊び場の有無に関して、顕著な特色を示しているのは、保護者が農業主であ

る世帯の場合と就業していない世帯の場合である。保護者が就業していない世帯の場合には、自分の家に子供が遊べる庭のある世帯は僅かに19.6%に過ぎない。

第18表 福祉地区別、遊び場の状況

	総 数	自分の家に遊べる庭がある	近くに児童遊園がある	近くに公園がある	近くに公園地がある	その他遊び場所がある	近くに遊び場所はない	不明
総 数	2,959 (100.0)	903 (30.6)	299 (10.1)	62 (2.1)	454 (15.3)	491 (16.6)	749 (25.3)	1 (0.0)
市 部	1,599 (100.0)	412 (25.8)	239 (14.9)	60 (3.8)	238 (14.9)	205 (12.8)	446 (27.9)	1 (0.0)
郡 部	1,360 (100.0)	491 (36.2)	60 (4.4)	2 (0.1)	218 (16.0)	286 (21.0)	303 (22.3)	—
神 戸 市	179 (100.0)	23 (12.8)	28 (15.6)	3 (1.7)	16 (8.9)	22 (12.3)	87 (48.7)	—
全 国 ※	(100.0)	(18.0)	(21.6)	(3.9)	(21.6)	(10.9)	(34.3)	(2.2)

※ 注：全国資料に関しては昭和38年度全国家庭児童調査報告書による

第19表 世帯類型別、児童数別、遊び場の状況

	総 数	自分の家に遊べる庭がある	近くに児童遊園がある	近くに公園がある	近くに公園地がある	その他遊び場所がある	近くに遊び場所はない	不明
総 数	2,959 (100.0)	903 (30.6)	299 (10.1)	62 (2.1)	454 (15.3)	491 (16.6)	249 (25.3)	1 (0.0)
	977 (100.0)	303 (31.0)	84 (8.6)	24 (2.5)	149 (15.2)	156 (16.0)	261 (26.7)	—
	1,188 (100.0)	350 (29.4)	139 (11.7)	29 (2.4)	185 (15.6)	198 (16.7)	287 (24.2)	—
	607 (100.0)	198 (32.9)	62 (10.2)	7 (1.2)	92 (15.2)	104 (17.1)	144 (23.7)	—
	156 (100.0)	44 (28.2)	11 (7.1)	2 (1.3)	26 (16.7)	29 (18.5)	44 (28.2)	—
	24 (100.0)	6 (25.0)	3 (12.5)		1 (4.2)	2 (8.3)	11 (45.8)	1 (4.2)
	7 (100.0)	2 (28.6)			1 (14.2)	2 (28.6)	2 (28.6)	—

	総 数	自分の家に遊べる庭がある	近くに児童遊園がある	近くに公園がある	近くに空地がある	その他遊び場所がある	近くに遊び場所がない	不明
高齢者世帯	14 (100.0)	3 (21.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	6 (43.0)	
父子世帯	13 (100.0)	4 (30.7)	2 (15.4)		3 (23.1)	1 (7.7)	3 (23.1)	
母子世帯	60 (100.0)	16 (26.6)	4 (6.7)	3 (5.0)	9 (15.0)	15 (25.0)	13 (21.7)	
共稼世帯	1,453 (100.0)	497 (34.2)	116 (8.0)	14 (1.0)	194 (13.4)	272 (18.7)	359 (24.7)	1 (0.0)
その他の世帯	1,419 (100.0)	383 (27.0)	175 (12.3)	44 (3.1)	247 (17.4)	202 (14.2)	368 (25.9)	

第20表 保護者の就業状況別、遊び場の状況

	総 数	自分の家に遊べる庭がある	近くに児童遊園がある	近くに公園がある	近くに空地がある	その他遊び場所がある	近くに遊び場所がない	不明
総 数	2,959 (100.0)	903 (30.6)	299 (10.1)	62 (2.1)	71 (10.5)	491 (16.6)	749 (25.3)	1 (0.0)
農業主	676 (100.0)	356 (52.7)	28 (4.1)	2 (0.3)	82 (14.2)	114 (16.9)	105 (15.5)	—
その他の自営業主	577 (100.0)	125 (21.7)	58 (10.1)	10 (1.7)	52 (15.3)	110 (19.1)	192 (33.2)	—
公務員	340 (100.0)	109 (32.0)	30 (8.8)	7 (2.1)	186 (18.8)	70 (20.6)	72 (21.2)	—
その他の常用労働者	987 (100.0)	219 (22.2)	133 (13.5)	34 (3.4)	22 (21.6)	149 (15.1)	265 (26.9)	1 (0.1)
日雇労務者	102 (100.0)	24 (23.5)	7 (6.9)	7 (3.2)		17 (16.7)	32 (31.3)	—
その他の就業者	221 (100.0)	59 (26.7)	32 (14.5)	2 (3.5)	30 (13.6)	26 (11.8)	67 (30.2)	—
就業していない	56 (100.0)	11 (19.6)	11 (19.6)	454 (15.3)	11 (19.6)	5 (8.9)	16 (28.8)	—

第20—A表 保護者の就業状況別、遊び場の状況

保護者の就業状況	自分の家に遊べる庭がある	近くに遊園地、空地など遊び場がある	近くに遊び場がない
農業主	※※ 52.7	※ 31.8	※ 15.5
その他の自営業	※ 21.7	45.1	33.2
公務員	32.0	46.8	21.2
その他の常用勤労者	※ 22.2	50.8	26.9
日雇労務者	23.5	45.2	31.3
その他の就業者	26.7	43.1	30.2
就業していない	※ 19.6	51.6	28.8

※印は比較的比率の低いもの

※※印は比較的比率の高いもの

Sasabe, Taketoshi

Survey of the Life Environment of Home-Children in Hyogo

Résumé

- I. Foreword
- II. Outline of Survey Project
- III. Outline of Survey Consequence
 - A. Conditions of Household having Children
 - B. Conditions of Rearing up in the Daytime...
(the above
is reported
in the paper)
 - C. Conditions of Living cost of Household...
(the following
will be report-
ed in the next)
 - D. Conditions of Mother
 - E. Conditions of Home-Children
 - F. The other
- IV. Consequence